



問い合わせ先

彦根市 都市政策部 建築指導課 景観まちなみ室

〒522-8501 滋賀県彦根市元町4番2号

TEL 0749-30-6148 FAX 0749-24-8517

E-mail keikan@ma.city.hikone.shiga.jp

ホームページ <https://www.city.hikone.lg.jp/>

発行：令和7年4月

ー令和7年4月1日からの新制度についてー

彦根市 屋外広告物のガイドライン



ひこねの美しい景観づくりに向けて
屋外広告物のルールを守りましょう！



彦根市
Hikone City

目次

はじめに

第1章 屋外広告物について

- 1 屋外広告物とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2
- 2 主な屋外広告物・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2

第2章 制限等の内容について

- 1 禁止広告物等・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3
- 2 禁止物件・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3
- 3 屋外広告物の表示または掲出可否の簡易判定表・・・・・・・・ P 3
- 4 地域の区分・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 4
- 5 適用除外広告物・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 5
- 6 許可の基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 6
- 7 色彩基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 14
- 8 屋上広告物とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 15
- 9 電光表示板・投影広告物・可変式照明付き広告物・・・・・・・・ P 15
- 10 優良意匠屋外広告物・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 15

第3章 申請手続きの進め方について

- 1 手続きのフロー・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 16
- 2 許可申請に伴う手数料・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 17

第4章 その他関連事項について

- 1 管理義務・除却義務・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 18
- 2 管理者の要件・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 18
- 3 点検者の資格・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 18
- 4 屋外広告物業の登録・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 19
- 5 違反広告物に対する措置および罰則・・・・・・・・ P 19
- 6 関係法令等・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 19
- 7 経過措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 20

はじめに

屋外広告物は、店舗、商品、サービスや商業活動などのにぎわいとともに、身近な情報伝達手段として広く利用されており、私たちの日常生活における情報源としても大切な役割を担っています。

このような中、屋外広告物がまちなかでより目立たせようとして大きな規模、または派手な色彩で無秩序・無制限に設置されると、美しいまちなみや自然景観が簡単に壊れるおそれがあります。

本市では、平成18年（2006）3月に景観法（平成16年法律第110号）に基づく景観行政団体となり、平成19年（2007）6月に自然と人々の営み、まちの歴史・文化など地域の景観的特性を踏まえた地域設定を基本に彦根市景観計画を策定するとともに、平成27年（2015）7月より彦根市屋外広告物条例を施行、また、一部改正した同条例を令和7年（2025）4月に施行しています。

この度、改正した本市の屋外広告物条例は、良好な景観の形成、風致の維持、公衆に対する危害の防止とともに、地域における自然的、歴史的、文化的な個性ある美しい景観の向上に対して、さらに寄与する良好な屋外広告物の形成が図れるよう一定のルールを定めています。

このガイドラインは、本市の屋外広告物制度に関する規制内容等の基本事項を説明したものです。

彦根市景観計画における景観形成のテーマにあります「城と湖と緑のまち、美しい彦根の創造」に向け、市民の共有資産である景観を保全・育成または創造し次世代へ引き継いでいくため、屋外広告物に関しても、みなさまのご協力をよろしくお願いします。

なお、詳細な規制内容等につきましては、問い合わせ先までご相談ください。

第1章 屋外広告物について

屋外広告物とは・・・（法第2条）

屋外広告物とは、営利目的または非営利目的のものであっても、その表示する内容の如何にかかわらず、以下の4つの要件の全てを満たしているものであれば、屋外広告物に該当します。

1. 常時または一定の期間継続して表示されるもの
2. 屋外で表示されるもの
3. 公衆に表示されるもの
4. 看板、立看板、貼り紙および貼り札ならびに広告塔、建物その他の工作物等に掲出され、または表示されるものならびにこれらに類するもの

屋外広告物に該当するものの例

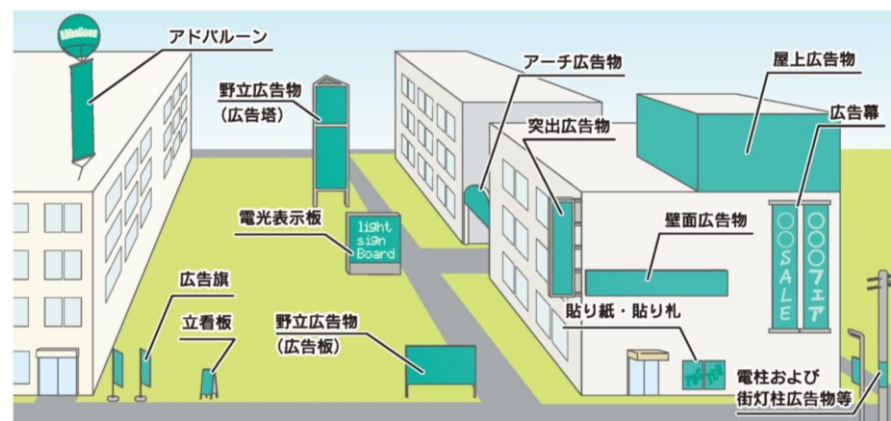
営利・非営利の広告物、電光表示板、投影広告物、案内看板、周知看板、ポスター、貼り紙、立看板、広告旗、広告板、広告塔などです。例えば、商標、シンボルマーク、ロゴ、写真、イラストなども4つの要件を満たせば屋外広告物に該当します。

屋外広告物に該当しないものの例

配布チラシ、宣伝放送、建築物のガラス内部から表示されるものまたは展示物などが該当します。

「公衆に表示される」とは、一般に誰もがその広告物を見ることができる、という状況を意味します。したがって、仮に広告物の設置場所が屋外であるとしても、その敷地全体が塀で囲われているなど、外部から見るできない場合は、その広告物は条例の規制対象になりません。

主な屋外広告物・・・



屋外広告物は、素材や形状、設置の方法など多様な種類があり、上記イラストで表示しているものは代表的な事例になります。

第2章 制限等の内容について

1 禁止広告物等・・・（条例第3条）

次の広告物を表示し、または掲出物件を設置することはできません。

1. 著しく汚染し、退色し、または塗料等の剥離したもの
2. 著しく破損し、または老朽したもの
3. 倒壊または落下のおそれのあるもの
4. 信号機または道路標識等に類似し、またはこれらの効用を妨げるようなもの
5. 道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの

2 禁止物件・・・（条例第4条）

次の物件に広告物を表示し、または掲出物件を設置することはできません。



※道路の路面には、広告物を表示してはいけません。

※電柱、街灯柱その他これらに類するものには、貼り紙、貼り札、立看板、広告旗その他これらに類するものを表示してはいけません。

3 屋外広告物の表示または掲出可否の簡易判定表

○：設置可（原則許可が必要です）

×：設置不可

	自家用広告物	非自家用広告物	道標・案内図板(非自家用)	適用除外広告物
第1種地域	○	×	○ 全て許可必要	○ 全て許可不要 (一部届出・通知の場合あり)
第2種地域	総面積5㎡以下は許可不要	×		
第3種地域	○	×		
第4種地域	総面積10㎡以下は許可不要	○		
第5種地域		○		
第6種地域		全て許可必要		

自家用広告物・・・自己の氏名、名称、店名もしくは商標または自己の事業もしくは営業の内容を表示するため、自己の住所地または事業所、営業所もしくは作業所に表示する広告物またはその掲出物件

非自家用広告物・・・自家用広告物以外の広告物

道標・案内図板・・・地図または地名、路線名、矢印や方角、店舗までの距離、敷地出入口の場所などを示す案内の内容が、表示面積の40%以上占めている誘導目的の広告物

適用除外広告物・・・法令の規定により表示するものなど条例の規定から一部除外されている広告物

※その他、広告物の種類ごとおよび電柱の類を利用する広告物についても掲出可否があります。

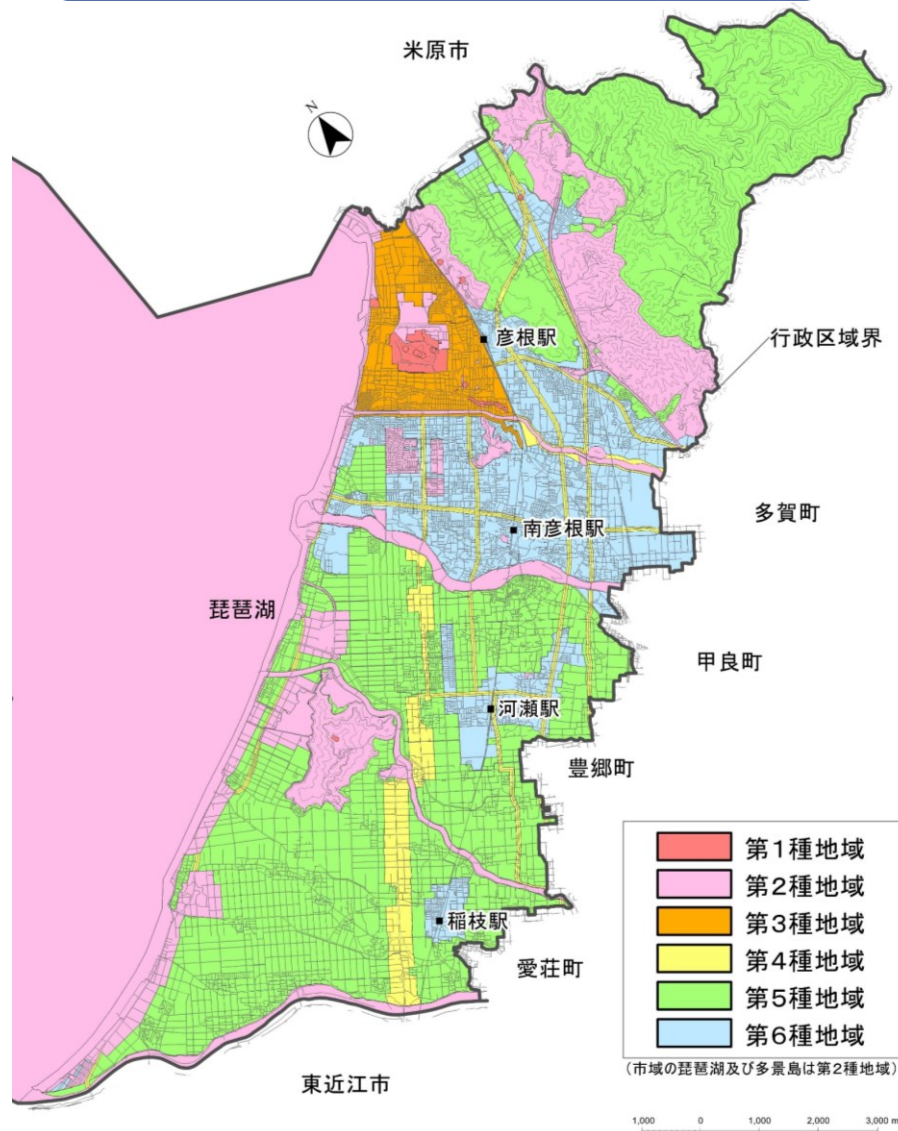
4 地域の区分・・・（条例第5条）

地域の景観的特性を踏まえ、市内全域を第1種地域から第6種地域まで区分しています。地域の区分ごとに、屋外広告物の許可の基準を定めています。

地図情報の提供サイト「彦根まっぷ」で規制地域が確認できます！

<https://www2.wagmap.jp/hikone/portal>

スマートフォンサイトはこちらからアクセスください。



5 適用除外広告物・・・（条例第7条）

広告物または掲出物件の目的によって、社会生活上の必要最小限の一定の広告物については、規制のうち一定の事項を適用除外にしています。適用を除外する広告物であっても、広告物の色彩、大きさ、デザイン、数量など周囲の景観に対して配慮した広告物となるようご協力ください。

【Ⅰ】 禁止物件および許可の規定が適用されない広告物またはその掲出物件（条例第7条第1項）

1. 法令の規定により表示する広告物またはその掲出物件
2. 公職選挙法による選挙運動のために使用するポスター、立札等またはその掲出物件
3. 非常災害その他緊急の必要がある場合に表示する広告物またはその掲出物件
4. 景観重要建造物に表示する広告物で、当該景観重要建造物と一体となって良好な景観を形成すると認められるもの
5. 送電用鉄塔、照明塔の類に所有者または管理者が自己の氏名、名称、店名もしくは商標または自己の事業もしくは営業の内容を表示するもので、表示面積の合計が5㎡以内のもの
6. 橋りょう、街路樹、郵便ポスト、信号機、照明塔等にその所有者または管理者が管理上の必要に基づき表示する広告物またはその掲出物件で、表示面積の合計が5㎡以内のもの
7. 公益上必要な施設または物件で寄贈者名等を表示する広告物またはその掲出物件のうち、表示方向から見た場合における当該物件の外郭線を1平面とみなしたものの大きさの5分の1以内、かつ5㎡以内のもの

【Ⅱ】 許可の規定が適用されない広告物またはその掲出物件（条例第7条第2項）

1. 自家用広告物で、表示面積の合計が次の基準を満たすもの
第1種地域・第2種地域 表示面積の合計5㎡以内
第3種地域～第6種地域 表示面積の合計10㎡以内
2. 自己の管理する土地または物件に管理上の必要に基づき表示する広告物またはその掲出物件で、表示面積が5㎡以内のもの
3. 団体または個人が、政治活動、労働組合活動、人権擁護活動、宗教活動その他の活動のために自己の土地もしくは物件に表示する広告物またはその掲出物件で上記1. 自家用広告物の基準を満たすもの
4. 冠婚葬祭または祭礼等のため慣例上一時的に表示する広告物またはその掲出物件
5. 講演会、講習会、展覧会、音楽会その他の催物のため、当該催物の開催期間中その会場の敷地内に表示する広告物またはその掲出物件
6. 建設工事について表示される広告物もしくはその掲出物件で当該工事の期間中表示されるものまたは工事現場の板塀その他これらに類する仮囲いに表示される広告物で、周囲の景観と調和し、かつ、宣伝の用に供されるものでないこと
7. 人、動物、車両、船舶等移動するものに表示する広告物
8. 地方公共団体が設置する公共掲示板に表示する広告物
9. 政治資金規正法の規定による届出を行った政党その他の政治団体が表示する立看板、広告旗、貼り紙、貼り札その他これらに類する広告物またはその掲出物件で、基準に適合するもの
10. 表示または設置の日から14日以内に自ら除却する旨ならびに責任者の住所、氏名および連絡先を明示して表示する広告物またはその掲出物件

【Ⅲ】 国または地方公共団体が表示する広告物またはその掲出物件（条例第7条第3項）

【Ⅰ】【Ⅱ】の適用を受けるものを除き、許可は必要ありませんが、広告物またはその掲出物件を表示し、または設置するときは、あらかじめ「通知」が必要です。

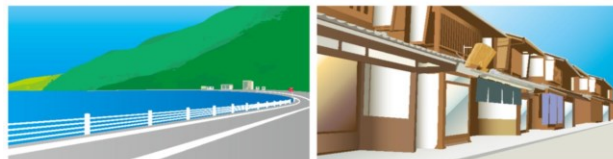
【Ⅳ】 公共的団体が公共的目をもって表示する広告物またはその掲出物件および国または地方公共団体の指導に基づき表示する広告物でその表示の公益性が高いもの（条例第7条第4項）

許可は必要ありませんが、広告物またはその掲出物件を表示し、または設置するときは、あらかじめ「届出」が必要です。

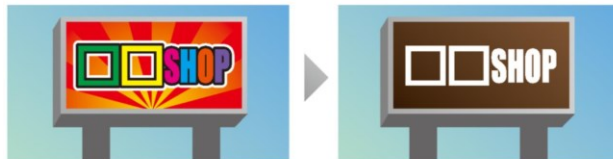
6 許可の基準・・・（条例第11条）

一般基準（全地域共通）

【1】
都市および自然美を損なわないように表示し、かつ、面積、色彩、形状、意匠等を周囲の環境および景観に調和させること。



【2】
原則として表示面の色数を抑えるとともに、高彩度の色彩を複数使用しないこと。



【3】
景勝地においての眺望景観の妨げとならないよう配慮すること。



【4】
蛍光および発光を伴う塗料または材料を用いないこと。



【5】
電光表示板、投影広告物および照明を伴う広告物および掲出物件は、昼夜を問わず過剰な光量、照射範囲などによって、良好な景観または風致を阻害しないこと。



【6】
電光表示板、投影広告物、回転灯等の発光広告物にあっては、その点滅および表示速度は努めて緩やかにすること。



【7】
道路標識、信号機、交差点等の付近では、交通安全の妨げにならないようにすること。



地域および分類ごとの基準

第1種地域



方針	特に重要な自然景観および歴史的景観を保全するため、屋外広告物の表示または掲出を最小限に止めるとともに、その形態・色彩等をおとして周辺景観との調和を目指します。 (伝統的建造物群保存地区において別途基準が定められている場合は、当該基準に準じます)
対象区域	都市計画類型 【特別緑地保全地区、伝統的建造物群保存地区】 文化類型 【国宝、重要文化財に指定された建造物の周囲から50m以内の地域、(特別)史跡、(特別)名勝、古墳】
適用除外	自家用広告物の表示面積の総合計が5㎡以内

許可の基準

自家用広告物

自家用広告物の表示面積の合計は、15㎡以下であること。(※1、※2)

※1 この基準は、都市計画法に規定する第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、田園住居地域、市街化調整区域に適用されます。

※2 敷地面積が基準面積(1,500㎡)以上の施設にあっては、総量規制に次の緩和措置を設けています。
 $\Sigma a \leq 15\text{m} \times A / 1,500\text{m}^2$ (a:各広告物の面積、A:敷地面積)ただし、Aが1,500㎡未満の場合は、1,500㎡で算定すること。

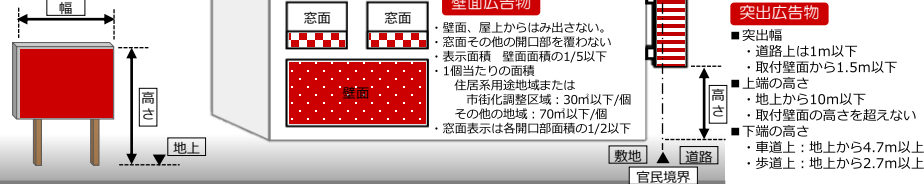
設置できない広告物 屋上広告物、電光表示板、可変式照明付き広告物、投影広告物

屋上広告物

・設置できません。
 ただし、1階の勾配屋根・軒・庇に設置するもので、周囲のまちなみと調和するなどの全ての要件を満たすものに限り設置できる場合があります。(要協議)

野立広告物

・高さ 地上から4.5m以下
 ・幅 3m以下



非自家用広告物

非自家用広告物は、設置できません。ただし、道標・案内図板は、設置できます。

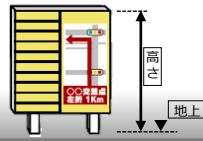
道標・案内図板

- ・地図または地名、路線名、矢印や角方、店舗までの距離、敷地出入口の場所などを示す案内の内容が、表示面積の**40%以上**占めること。
- ・案内図板に表示する事業所等が市内または市域界から10km以内の区域に所在するものであること。(広告募集物件は対象外)
- ・同一表示者が複数設置する場合の相互間距離は、500m以上離すこと。

設置できない広告物 電光表示板、可変式照明付き広告物、投影広告物

・表示面積 3㎡以下(片面)
 6㎡以下(総面積)
 ・高さ 地上から4.5m以下

・2人以上が共同掲出する場合
 5㎡以下(片面)
 10㎡以下(総面積)



色彩(電光表示板、投影広告物以外の全ての広告物が対象)

全ての表示面において、R・Y・R・Y系の色相で彩度8以下、その他の色相で彩度6以下とすること。
 ただし、上記の基準値を超える彩度について、広告物の表示面積の30%以下であれば使用できる。
 その他支柱等の色彩は、全ての色相において彩度4以下。屋上広告物の表示面の地色には、明度3以下のN系を使用できない。

広告旗・立看板の類、貼り紙・貼り札

P13に記載のとおり。

電柱の類を利用する広告物

設置できません。

第2種地域



方針	自然景観および良好な環境を保全するため、屋外広告物の表示または掲出を規制するとともに、その形態・色彩等を通して周辺景観との調和を目指します。
対象区域	景観類型 【琵琶湖・内湖景観形成地域、佐和山風致景観形成地域】 都市計画類型 【第1種・第2種低層住居専用地域、風致地区、景観地区、田園住居地域】 文化類型 【墓地、市民農園、都市公園、琵琶湖等】 道路類型 【中央自動車道西宮線(名神高速道路)の全線】 ただし、第1種地域を除く。
適用除外	自家用広告物の表示面積の合計が5㎡以内

許可の基準

自家用広告物

自家用広告物の表示面積の合計は、15㎡以下であること。(※1、※2)

※1 この基準は、都市計画法に規定する第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、田園住居地域、市街化調整区域に適用されます。

※2 敷地面積が基準面積(1,500㎡)以上の施設にあっては、総量規制に次の緩和措置を設けています。
 $\Sigma a \leq 15\text{m} \times A / 1,500\text{m}^2$ (a:各広告物の面積、A:敷地面積)ただし、Aが1,500㎡未満の場合は、1,500㎡で算定すること。

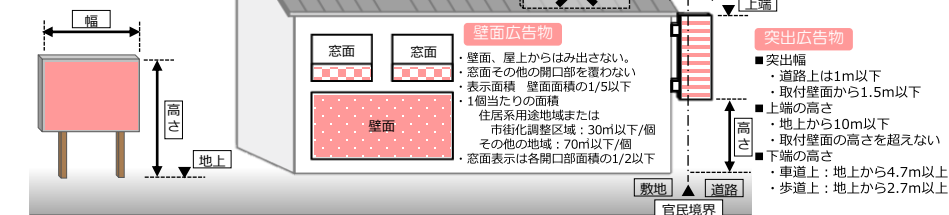
設置できない広告物 屋上広告物、電光表示板、可変式照明付き広告物、投影広告物

屋上広告物

・設置できません。
 ただし、1階の勾配屋根・軒・庇に設置するもので、周囲のまちなみと調和するなどの全ての要件を満たすものに限り設置できる場合があります。(要協議)

野立広告物

・高さ 地上から10m以下
 ・幅 4.5m以下



非自家用広告物

非自家用広告物は、設置できません。ただし、道標・案内図板は、設置できます。

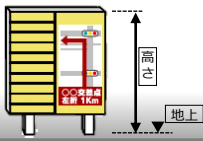
道標・案内図板

- ・地図または地名、路線名、矢印や角方、店舗までの距離、敷地出入口の場所などを示す案内の内容が、表示面積の**40%以上**占めること。
- ・案内図板に表示する事業所等が市内または市域界から10km以内の区域に所在するものであること。(広告募集物件は対象外)
- ・同一表示者が複数設置する場合の相互間距離は、500m以上離すこと。

設置できない広告物 電光表示板、可変式照明付き広告物、投影広告物

・表示面積 3㎡以下(片面)
 6㎡以下(総面積)
 ・高さ 地上から4.5m以下

・2人以上が共同掲出する場合
 5㎡以下(片面)
 10㎡以下(総面積)



色彩(電光表示板、投影広告物以外の全ての広告物が対象)

全ての表示面において、R・Y・R・Y系の色相で彩度8以下、その他の色相で彩度6以下とすること。
 ただし、上記の基準値を超える彩度について、広告物の表示面積の30%以下であれば使用できる。
 その他支柱等の色彩は、全ての色相において彩度4以下。屋上広告物の表示面の地色には、明度3以下のN系を使用できない。

広告旗・立看板の類、貼り紙・貼り札

P13に記載のとおり。

電柱の類を利用する広告物

設置できません。

第3種地域



方針	彦根城周辺における歴史的景観を重視し、商業エリアと住居エリアにおいて歴史性ととも に風格とにぎわいのある景観形成に資する屋外広告物の創出を目指します。
対象区域	景観類型 【城下町景観形成地域（内町地区、外町地区、駅前お城通り地区、駅西周 辺地区、旧城下町周辺地区、芹川周辺地区）、旧松原内湖景観形成地域（城 北田園地区、城北まちなか地区）】 ただし、第1種、第2種地域を除く。
適用除外	自家用広告物の表示面積の合計が10㎡以内

許可の基準

自家用広告物

設置できない広告物 屋上広告物

電光表示板

- 表示面積 3㎡以下（片面）
6㎡以下（総面積）
- 高さ 地上から4.5m以下
- 1事業所原則1個まで
- 屋上広告物としての設置はできない
- 強い光を放つものではなく、表示速度
が速くないもの

屋上広告物

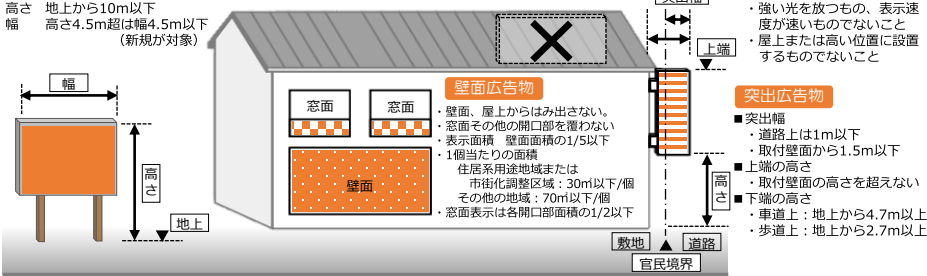
- 設置できません。
ただし、1階の勾配屋根・軒・庇に設置するもので、
周囲のまちなみと調和するなどの全ての要件を満た
すものに限り設置できる場合があります。（要協議）

投影広告物

- 景観、周辺環境および道路交通等の安全に配慮し、支障を
及ぼさないもの
- 信号機もしくは道路標識等の効用を阻害し、または車両運
転者を幻惑するおそれのないもの
- 屋上広告物として表示するものでないこと
- 過剰な光量および照射範囲のものでなく、表示速度が努め
て緩やかであること
- 表示面積は、表示箇所の面積基準に準じる

野立広告物

- 高さ 地上から10m以下
- 幅 高さ4.5m超は幅4.5m以下
（新規が対象）



非自家用広告物

非自家用広告物は、設置できません。ただし、道標・案内図板は、設置できます。

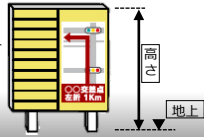
道標・案内図板

- 地図または地名、路線名、矢印や方角、店舗までの距離、敷地出入口の場所などを示す案内の内容が、表示面積の**40%**以上占めること。
- 案内図板に表示する事業所等が市内または市域界から10km以内の区域に所在するものであること。（広告募集物件は対象外）
- 同一表示者が複数設置する場合の相互間距離は、100m以上離すこと。

設置できない広告物 電光表示板、可変式照明付き広告物、投影広告物

- 表示面積 3㎡以下（片面）
6㎡以下（総面積）
- 高さ 地上から4.5m以下

- 2人以上が共同掲出する場合
5㎡以下（片面）
10㎡以下（総面積）



色彩（電光表示板、投影広告物以外の全ての広告物が対象）

全ての表示面において、R・Y・R・Y系の色相で彩度8以下、その他の色相で彩度6以下とすること。
ただし、上記の基準値を超える彩度について、広告物の表示面積の30%以下であれば使用できる。
その他支柱等の色彩は、全ての色相において彩度4以下。屋上広告物の表示面の地色には、明度3以下のN系は使用できない。

広告旗・立看板の類、貼り紙・貼り札

P13に記載のとおり。

電柱の類を利用する広告物

P13に記載のとおり。

第4種地域



方針	広域的な交通を担う幹線道路の沿道において、沿道型サービス施設の立地等を前提として、 良好な屋外広告物の誘導を図り、良好な景観軸の形成を目指す。
対象区域	景観類型 【朝鮮人街道・巡礼街道沿道景観形成地域、国道306号沿道景観形成地域、 芹川河川景観形成地域】 道路類型 【国道8号、県道彦根近江八幡線、県道彦根環状線の一部、県道多賀高宮線、 県道神郷彦根線、県道三津屋野口線の一部、市道中山道線の一部（県道部含 む）および市道八坂西今線の道路肩から30m以内の地域】 ただし、第1種地域～第3種地域を除く。
適用除外	自家用広告物の表示面積の合計が10㎡以内

許可の基準

自家用広告物

電光表示板

- 表示面積 5㎡以下（片面）
10㎡以下（総面積）
- 高さ 地上から10m以下
- 1事業所原則1個まで
- 屋上広告物としての設置はできない
- 強い光を放つものではなく、
表示速度が速くないもの

野立広告物

- 高さ 住居系用途地域または市街化調整区域
地上から10m以下
その他の地域（近隣商業地域等）
地上から20m以下
- 幅 高さ4.5m超は幅6㎡以下
（新規が対象）
- 後退 高さ10m超は道路界から
2m以上後退（新規が対象）

屋上広告物

- 高さ 住居系用途地域または市街化調整区域
建築物等の高さの2/3以下かつ5m以下
その他の地域（近隣商業地域等）
建築物等の高さの2/3以下かつ10m以下
- 屋上等の水平投影面をはみ出さない
- 広告物または掲出物件を支持する支柱等
を見えないよう外枠等で覆うものであること

投影広告物

- 景観、周辺環境および道路交通等の安全に配慮し、支障を
及ぼさないもの
- 信号機もしくは道路標識等の効用を阻害し、または車両運
転者を幻惑するおそれのないもの
- 屋上広告物として表示するものでないこと
- 過剰な光量および照射範囲のものでなく、表示速度が努め
て緩やかであること
- 表示面積は、表示箇所の面積基準に準じる



非自家用広告物

非自家用広告物は、設置できません。ただし、道標・案内図板は、設置できます。

道標・案内図板

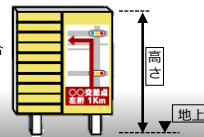
- 地図または地名、路線名、矢印や方角、店舗までの距離、敷地出入口の場所などを示す案内の内容が、表示面積の**40%**以上占めること。なお、国道と国道が平面交差する地点から30m以内の区間で国道の境界から30m以内の区域は設置できない。
- 案内図板に表示する事業所等が市内または市域界から10km以内の区域に所在するものであること。（広告募集物件は対象外）
- 同一表示者が複数設置する場合の相互間距離は、100m以上離すこと。

設置できない広告物 電光表示板、可変式照明付き広告物、投影広告物

- 表示面積 5㎡以下（片面）
10㎡以下（総面積）
- 高さ 地上から4.5m以下



- 10人以上が共同掲出する場合
30㎡以下（片面）
60㎡以下（総面積）



色彩（電光表示板、投影広告物以外の全ての広告物が対象）

全ての表示面において、R・Y・R・Y系の色相で彩度10以下、その他の色相で彩度8以下とすること。
ただし、上記の基準値を超える彩度について、広告物の表示面積の30%以下であれば使用できる。
その他支柱等の色彩は、全ての色相において彩度4以下。屋上広告物の表示面の地色には、明度3以下のN系は使用できない。

広告旗・立看板の類、貼り紙・貼り札

P13に記載のとおり。

電柱の類を利用する広告物

P13に記載のとおり。

第5種地域



方針	田園および山なみの自然景観に対して、その形態・色彩等を通し周辺景観と調和した良好な景観形成を図ることを目指します。
対象区域	景観類型 【田園集落景観ゾーン、山なみ景観ゾーン】 ただし、第1種～第4種地域を除く。
適用除外	自家用広告物の表示面積の合計が10㎡以内

許可の基準

自家用広告物

電光表示板

- ・表示面積 3㎡以下（片面）
6㎡以下（総面積）
- ・高さ 地上から10m以下
- ・1事業所原則1個まで
- ・屋上広告物としての設置はできない
- ・強い光を放つものではなく、表示速度が速くないもの

屋上広告物

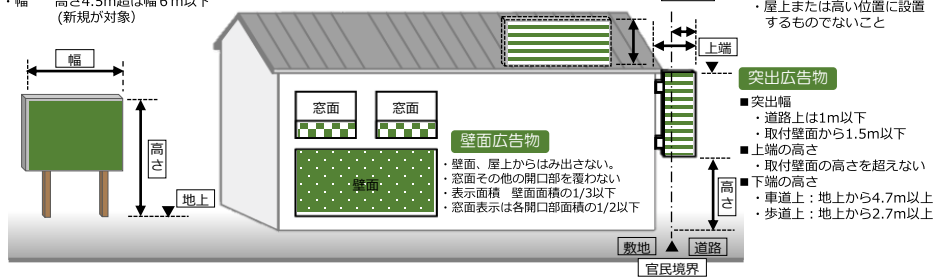
- ・高さ 建築物等の高さ2/3以下かつ5m以下
- ・屋上等の水平投影面をはみ出さない
- ・広告物または掲出物件を支持する支柱等を見えないよう外枠等で覆うものであること

投影広告物

- ・景観、周辺環境および道路交通の安全に配慮し、支障を及ぼさないもの
- ・信号機もしくは道路標識等の効用を阻害し、または車両運転者を幻惑するおそれのないもの
- ・屋上広告物として表示するものでないこと
- ・過剰な光量および照射範囲のものでなく、表示速度が努めて緩やかであること
- ・表示面積は、表示箇所の面積基準に準じる

野立広告物

- ・高さ 地上から10m以下
- ・幅 高さ4.5m超は幅6m以下（新規が対象）



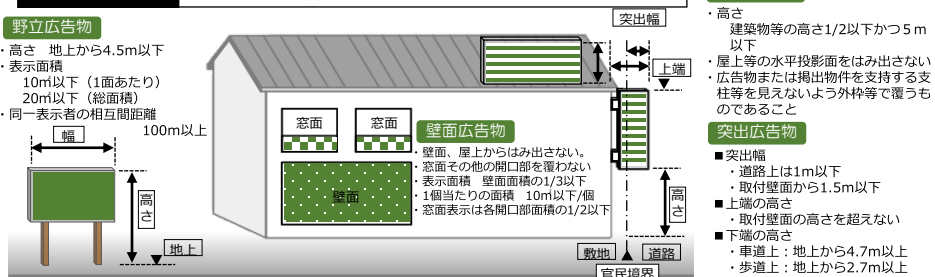
非自家用広告物

設置できない広告物

電光表示板、可変式照明付き広告物、投影広告物、立看板類、貼り札類

野立広告物

- ・高さ 地上から4.5m以下
- ・表示面積 10㎡以下（1面あたり）
20㎡以下（総面積）
- ・同一表示者の相互間距離 100m以上



色彩（電光表示板、投影広告物以外の全ての広告物が対象）

全ての表示面において、R・Y・R・Y系の色相で彩度8以下、その他の色相で彩度6以下とすること。ただし、上記の基準値を超える彩度について、広告物の表示面積の30%以下であれば使用できる。その他支柱等の色彩は、全ての色相において彩度4以下。屋上広告物の表示面の地色には、明度3以下のN系を使用できない。

広告旗・立看板の類、貼り紙・貼り札

P13に記載のとおり。

電柱の類を利用する広告物

P13に記載のとおり。

第6種地域



方針	個性的なまちなみや住宅地としての親しみやすい景観となるよう、その形態・色彩等を通して周辺景観と調和した良好な景観形成を図ることを目指します。
対象区域	景観類型 【市街地景観ゾーン】 ただし、第1種地域～第5種地域を除く。
適用除外	自家用広告物の表示面積の合計が10㎡以内

許可の基準

自家用広告物

電光表示板

- ・表示面積 5㎡以下（片面）
10㎡以下（総面積）
- ・高さ 地上から10m以下
- ・1事業所原則1個まで
- ・屋上広告物としての設置はできない
- ・強い光を放つものではなく、表示速度が速くないもの

屋上広告物

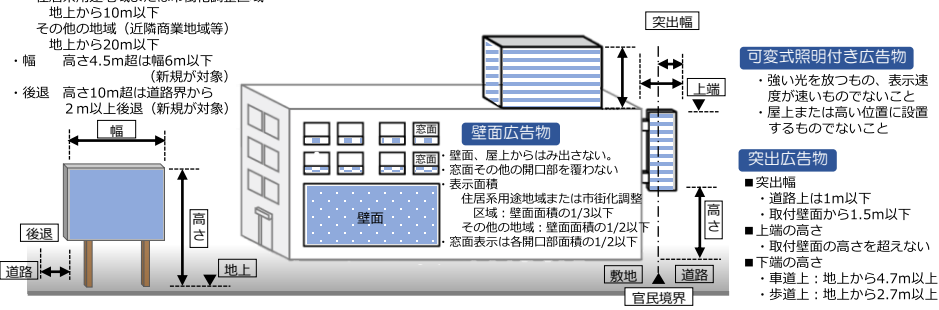
- ・高さ 住居系用途地域または市街地調整区域 建築物等の高さの2/3以下かつ5m以下
その他の地域（近隣商業地域等） 建築物等の高さの2/3かつ10m以下
- ・屋上等の水平投影面をはみ出さない
- ・広告物または掲出物件を支持する支柱等を見えないよう外枠等で覆うものであること

投影広告物

- ・景観、周辺環境および道路交通の安全に配慮し、支障を及ぼさないもの
- ・信号機もしくは道路標識等の効用を阻害し、または車両運転者を幻惑するおそれのないもの
- ・屋上広告物として表示するものでないこと
- ・過剰な光量および照射範囲のものでなく、表示速度が努めて緩やかであること
- ・表示面積は、表示箇所の面積基準に準じる

野立広告物

- ・高さ 住居系用途地域または市街地調整区域 地上から10m以下
その他の地域（近隣商業地域等） 地上から20m以下
- ・幅 高さ4.5m超は幅6m以下（新規が対象）
- ・後退 高さ10m超は道路界から2m以上後退（新規が対象）



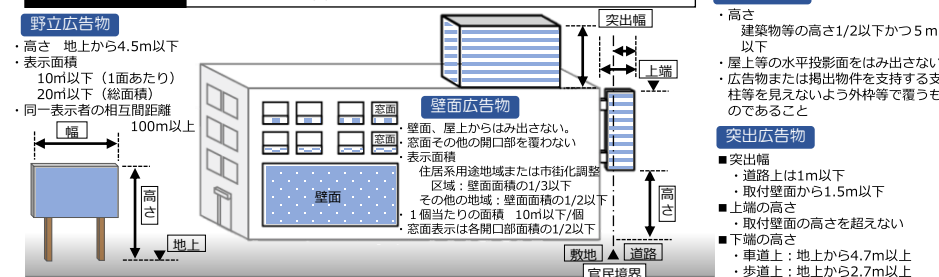
非自家用広告物

設置できない広告物

電光表示板、可変式照明付き広告物、投影広告物、立看板類、貼り札類

野立広告物

- ・高さ 地上から4.5m以下
- ・表示面積 10㎡以下（1面あたり）
20㎡以下（総面積）
- ・同一表示者の相互間距離 100m以上



色彩（電光表示板、投影広告物以外の全ての広告物が対象）

全ての表示面において、R・Y・R・Y系の色相で彩度10以下、その他の色相で彩度8以下とすること。ただし、上記の基準値を超える彩度について、広告物の表示面積の30%以下であれば使用できる。その他支柱等の色彩は、全ての色相において彩度4以下。屋上広告物の表示面の地色には、明度3以下のN系を使用できない。

広告旗・立看板の類、貼り紙・貼り札

P13に記載のとおり。

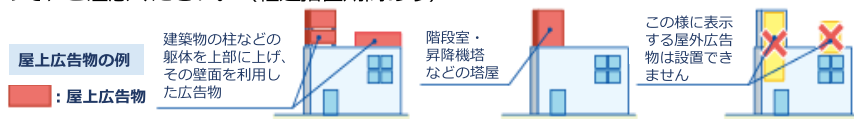
電柱の類を利用する広告物

P13に記載のとおり。

8 屋上広告物とは・・・

屋上に表示される屋上広告物は、周辺の景観に大きな影響を及ぼすことから、屋上広告物の定義を明確にしています。屋上広告物とは、建築物の上部に突出した階段室、昇降機塔その他これらに類する建築物の壁面、建築物の屋上または建築物の屋上の工作物に表示し、もしくは設置する広告物もしくは掲出物件が該当します。

なお、令和7年4月1日より第3種地域において、屋上広告物の設置を禁止としていますので、ご注意ください。（経過措置期間あり）



9 電光表示板・投影広告物・可変式照明付き広告物

電光表示板、投影広告物および可変式照明付き広告物は、光量や点滅の速度等によって周辺の夜間景観に大きな影響を与え、また、特に交差点付近においては、道路交通に支障をきたすことが考えられることから、適度な光量、点滅速度となるよう適正な管理に努めてください。

電光表示板

LED等を用いた動画の広告板、映像装置、電子広告、ネオンサインその他常時表示内容を変えることができるもの



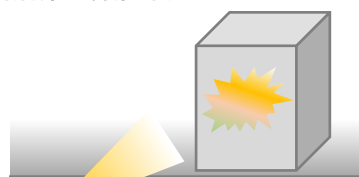
可変式照明付き広告物

回転灯または照射する光が動くものとが一体となったもの



投影広告物

建築物その他の工作物の外面に対し、投影装置を用いて投影する方法等により表示するもの



10 優良意匠屋外広告物・・・（条例第15条）

優良意匠屋外広告物は、歴史的、伝統的価値がある屋外広告物や周辺のまちなみに調和した優れた意匠をもち、素材、規模、色彩および形態が、良好な景観の形成および風致の維持に寄与していると認める屋外広告物について、彦根市景観審議会の意見を聴いたうえで指定するものです。優良意匠屋外広告物に指定された屋外広告物は、許可期間を通常の2倍（最大6年）まで延長することができます。



第3章 申請手続きの進め方について

1 手続きのフロー・・・

屋外広告物を表示し、または掲出物件を設置する場合は、以下のようにあらかじめ許可申請等が必要です。

計画の段階において、この屋外広告物のガイドラインをご確認いただき、地域の景観と調和した美しい景観づくりに取り組みましょう。

1 事前相談

屋外広告物を表示し、または掲出ができる地域が、大きさや色彩など基準を満たしているか等、担当窓口にお問い合わせください。

2 登録業者に相談

屋外広告物の設置業務を発注する場合は、滋賀県の登録業者から選定してください。

3 設置計画

屋外広告物の基準ならびに彦根市景観計画等を確認して、周辺地域の景観に調和する計画をご検討ください。

4 計画案の事前相談

設置された計画案をもとに、基準や手数料について担当窓口にご協議ください。

5 許可申請（様式第3号）

申請書類は、市のホームページからダウンロードできます。国・地方公共団体は「通知書」、公共的団体は「届出書」の提出が必要です。

6 手数料の納付・許可書および許可証票の発行

市が発行する納付書により手数料を納めていただいたうえで、許可書および許可証票を発行します。

7 工事着工・完成

申請内容に基づき工事を行ってください。

8 広告物に許可証票を貼る

表示内容等を変更するとき

12 表示内容等の変更計画

13 変更許可申請（様式第3号）

許可物件を撤去したとき

14 不要物件の除却

15 除却届（様式第7号）

9 許可期間中の適正な管理

10 許可期間満了

許可を受けた期間の後も継続して表示または設置する場合は、許可期間の満了の日の10日前までに継続許可申請を行い、許可を受けてください。

引き続き広告物を表示または掲出しようとするとき

11 継続許可申請（様式第3号）

点検者による屋外広告物の点検を行う必要があります。なお、高さ4mを超える物件は、必要な資格等を持つ点検者が点検を行う必要があります。

以後、6・8・9と同じ

許可を受けた広告物の表示者や管理者等に変更があれば事前に「住所氏名変更届出書」の提出が必要です。

2 許可申請に伴う手数料・・・（彦根市屋外広告物許可手数料条例第26条）

屋外広告物の区分ごとの許可申請手数料および許可の期間は、以下のとおりです。

区分（面積）		単位	手数料（@／件） ※記載の手数は、許可期間 1年以下の場合です。	許可期間
看板、広告板および広告塔 （これらに類するネオン類照明広告を含む。）ならびにこれらを掲出する物件	1㎡未満	1個	440円	3年以内
	1㎡以上2㎡未満	1個	830円	
	2㎡以上5㎡未満	1個	1,060円	
	5㎡以上10㎡未満	1個	2,130円	
	10㎡以上15㎡未満	1個	3,100円	
	15㎡以上20㎡未満	1個	4,160円	
	20㎡以上25㎡未満	1個	5,220円	
	25㎡以上30㎡未満	1個	6,280円	
	30㎡以上35㎡未満	1個	7,340円	
	35㎡以上40㎡未満	1個	8,400円	
	40㎡以上45㎡未満	1個	9,460円	
	45㎡以上50㎡未満	1個	10,520円	
	50㎡以上のもの		3,100円に10㎡を超える部分の面積が5㎡増すごとに1,060円を加算した額	
立看板および広告旗		1個	250円	6月以内
貼り紙（つり下げるものを含む。以下この表において同じ）		100枚	420円	2月以内
貼り札（面積0.15㎡未満のもの）		1枚	90円	1年以内
電柱および街灯柱広告物ならびにこれらに類するもの		1件	420円	1年以内
アーチ広告物		1個	4,170円	3年以内
広告幕		1枚	420円	2月以内
アドバルーン		1個	1,060円	1月以内
ぼんぼり		1個	90円	2月以内

－ 備考 －

- 屋外広告物の表示および掲出物件の設置の申請が同時にあった場合は、これらを1件とみなして手数料を徴収します。
- 屋外広告物の許可期間が1年を超える場合の許可手数料は、この表に定める額の2倍になります。（例えば、許可期間3年の申請をする場合）
- 貼り紙の単位については、100枚未満の端数があるとき、これを100枚として計算します。
- 本表に定めのない屋外広告物については、本表の最も類似した区分に該当するものとして適用します。
- 申請手数料は、彦根市の発行する納付書で納めてください。
- 優良意匠屋外広告物の指定を受けると、許可期間を最大2倍まで延長することができます。
- 許可期間中に撤去した場合、許可内容を変更する場合または不許可の場合であっても、手数料の返還はありません。

第4章 その他関連事項について

1 管理義務・除却義務・・・（条例第16条・第17条）

広告物を表示し、もしくは掲出物件を設置する者またはこれらの管理者は、広告物の補修その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければなりません。
また、広告物の許可期間が満了したとき、許可が取り消されたとき、または広告物の表示または設置の必要がなくなったときは、その日から10日以内に広告物を除却する必要があります。

2 管理者の要件・・・（条例第9条）

許可を受ける広告物または掲出物件は、管理者を定める必要があります。
なお、管理者は、屋外広告物の安全性等の日常的な管理を可能とするため、下記の近隣府県に住所または事務所もしくは事業所を有する者を定めてください。
滋賀県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県
※本件の管理者の扱いは、令和10年(2028)4月1日以降に許可申請をするものが該当します。

3 点検者の資格・・・（条例第14条）

屋外広告物の変更許可または継続許可を申請する際に、屋外広告物安全点検調査を提出する必要があります。
建築基準法に基づく工作物の確認申請を要する屋外広告物（高さが4mを超えるもの）を表示し、または掲出物件を設置する場合、次のいずれかの資格を持つ者が点検者でなければなりません。

資格	工作物確認申請対象 【高さ4m超】 通行量が多い地域（※2）	工作物確認申請対象 【高さ4m超】	工作物確認申請対象外 【高さ4m以下】
屋外広告士	○	○	○
点検技能講習修了者	○	○	○
屋外広告物講習会修了者	×	○	○
職業訓練指導員（※1）	×	○	○
技能検定合格者（※1）	×	○	○
職業訓練修了者（※1）	×	○	○
一級・二級建築士	×	○	○
特定建築物調査員	×	○	○
資格を有していない者	×	×	○

- 広告美術仕上げに係るものが対象です。
- 「通行量が多い地域」とは、用途地域が「商業地域で容積率400%以上、かつ、道路内または道路の境界線から水平距離2m以内の区域」としています。

4 屋外広告業の登録・・・

市内で屋外広告業を営む場合、事前に滋賀県屋外広告物条例に基づき屋外広告業の登録を受ける必要があります。

※**屋外広告業**・・・広告主から広告物の表示または掲出物件の設置を請け負い、屋外で公衆に表示することを業として行う営業が屋外広告業です。また、単に屋外広告物の印刷、制作等を行うだけで、現実に屋外広告物を表示し、または掲出物件の設置を請け負わない広告代理業は、屋外広告業に該当しません。

※**屋外広告業を営む**・・・他者から屋外広告物の設置工事等を請け負うことをいいます。

屋外広告業の登録に関する問い合わせ先

滋賀県土木交通部都市計画課

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 TEL 077-528-4184

5 違反広告物に対する措置および罰則・・・（条例第30条）

法または条例に違反している者に対して市では、適正な状態とするため必要な措置を執るよう指導を行います。

しかし、行政の指導に従わない悪質な行為者に対しては、下表のとおり罰金が科される場合があります。

また、行為者が代表している法人または代理人もしくは使用されている法人もしくは人に対しても同様です。

このほか、屋外広告業の登録に関する罰則は、滋賀県屋外広告物条例で定められています。

条例に違反した広告物に対して市長の命令に違反した者	50万円以下の罰金
許可が必要な屋外広告物を無許可で表示し、または掲出物件を設置した者	30万円以下の罰金
許可を受けている広告物を無許可で改装または改造した者	
除却義務に違反した者	
立入検査を拒んだり、虚偽の答弁等をした者	20万円以下の罰金

その他、条例に違反して表示されている貼り紙、貼り札、立看板または広告旗等の広告物については、事前の通告なく除却します。

なお、除却した広告物は、一定の期間保管（貼り紙を除く）しますが、保管に係る費用をいただく場合があります。（簡易除却）

6 関係法令等・・・

- 高さが4mを超える屋外広告物の場合・・・**建築基準法**
工作物の建築確認申請が必要です。
- 道路上および道路上空に表示する屋外広告物の場合・・・**道路法**
道路占用の許可が必要です。
- その他、表示する場所によって、風致地区の許可、地区計画の届出等が必要な場合があります。

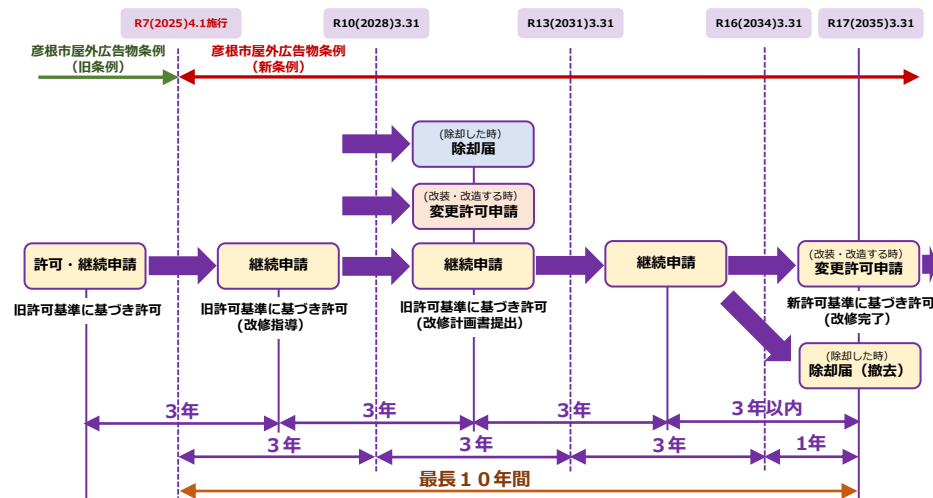
7 経過措置・・・

新条例・・・一部改正した彦根市屋外広告物条例を**令和7年(2025)4月1日より施行**

旧条例に基づいて許可を受けている屋外広告物のうち、新条例の施行にともない許可基準に適合しなくなるものについては、新条例施行後3年以内に限り、旧条例の許可基準により引き続き許可を受けることができます。

この許可期間終了までに許可基準に適合させるための改修、移転、除却その他の措置をとることを記載した計画書が提出され、相当と認められた場合に限り新条例の施行日から**最長10年間（令和17年(2035)3月31日まで）**を限度として旧基準に基づき広告物を表示し、または掲出物件を設置することができる経過措置期間を設けています。

良好な景観を創出するために、ご協力をお願いします。



※経過措置期間終了までに改修等する場合は、新許可基準に則して計画してください。